



社会福祉法人

つまшина保育園

社会福祉法人つまшина保育園 認定こども園移行について

○令和7年 4月24日(木) 15時30分～

○於 原立寺庫裡

※令和7年9月17日 内容更新



はじめに 認定こども園とは？

「認定こども園」という制度は、「就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の施行により、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、平成18年に創設されました。

共働き世帯の増加による待機児童問題を理由とした保育所不足、専業主婦世帯の減少に伴う幼稚園利用者数の減少等が認定こども園制度創設当時の社会情勢であり、また制度創設の主な理由となっています。

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設であり、保護者の就労状況に関わらず、0歳から就学前までのこどもが利用できるということが最大の特徴と言えます。



認定こども園移行の意義

つましな保育園は令和8年に認定こども園移行を予定しております。
(令和8年4月1日から認定こども園として運営開始予定)
現在は移行に向けて長野市と様々な面で協議を重ねております。

認定こども園は就学前の保育を必要とするこども、必要としないこどもを共に受け入れることが可能となる施設であることから、これまでよりもより多くのご家庭に対し子育て支援を行うことができるようになることが大きな意義であると考えております。

また、かつて各地域には多くのこどもがおり、こども達は様々な年齢層のこどもと遊びながら関わることで、人間関係等様々な経験を積み、社会性等を身に着けることができました。しかしながら現状、こどもの人数は減少の一途を辿り、そうした環境はほぼ失われてしまい、こども達は各家庭で過ごすことが多くなっております。認定こども園に移行することでより多くのご家庭が利用できるようになれば、前述した地域社会における共同養育、子どもたちの学びの場、教育・保育の場としての役割を現状の保育所であるよりも、より良く果たすことができるのではないかと考えております。



名称について

認定こども園に移行した際、現在の名称である以下の

法人名 「社会福祉法人つまшина保育園」

施設名 「つまшина保育園」

上記名称を変更する予定はありません。表示の義務などはありませんが、今後配布の書類等や園の看板には園の名前の前に「保育所型認定こども園」と追加表記することは考えられます。



認定こども園4類型

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
幼稚園的機能＋保育所的機能 学校かつ児童福祉施設	幼稚園＋保育所機能 学校	保育所＋幼稚園機能 児童福祉施設	幼稚園機能＋保育所機能

当園は「保育所型認定こども園」に移行します。

「保育所型認定こども園」は、認可保育所が県知事より認定こども園の認定を受け、保育に必要な事由がある2号・3号認定(保育認定)のこどもに加え、保育に必要な事由のない1号認定(教育認定)のこどもを受け入れることが可能となり、保育所に加え幼稚園としての機能を備える施設です。

保育所型認定こども園は幼稚園機能を備える施設ですが施設の法的性格上、児童福祉法上の児童福祉施設となります。



認定区分について

認定こども園に移行すると、従来の保育園利用である2号認定、3号認定のこどもに加え、幼稚園利用(保護者の就労等の要件を必要としない)である1号認定のこどもを受け入れることが可能となります。(就労をしている場合でも1号認定を受けることは可能です)



教育・保育給付認定



- ❖ 認可保育園、認定こども園、新制度移行幼稚園等の利用を希望する場合、利用のための認定を受けていただく必要があります。(これを「教育・保育給付認定」といいます。)
- ❖ この認定の申請は、各施設への利用申し込みと同時に行うことができます。
- ❖ 市は、申請内容を審査し、認定した際は「支給認定証」を保護者に交付します。

◆ 認定区分は以下の3種類があり、区分によって利用できる施設が異なります。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象となるお子さん	満3～5歳で、教育を受ける子ども (保護者の就労等の要件はありません。)	満3～5歳で、保護者の就労等により保育を必要とする子ども	0～2歳で、保護者の就労等により保育を必要とする子ども
利用できる主な施設	子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園、認定こども園	保育園、認定こども園 企業主導型保育事業	保育園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業
施設等の利用時間区分	教育標準時間認定 (4時間程度の教育時間)	2・3号認定では、保護者の就労時間等によって、施設を利用できる時間が2種類に区分されます。	
		保育標準時間認定 1日11時間までの利用可能 (就労の場合、月120時間以上勤務※) 保育短時間認定 1日8時間までの利用可能 (就労の場合、月64時間以上勤務)	

※月120時間に満たない場合であっても、勤務時間帯や通勤時間の都合から、常態として施設が設定する保育短時間認定の時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと認めるときは、保育標準時間で認定をする場合があります。



定員について

現在、保育所としては60人定員ですが、そこに1号認定の定員6名を加えた66名定員を考えております。1号認定6名定員の内訳は3歳クラスから5歳クラスまで各2名を予定しております。
定員に空きがあれば現在2号認定で入園しているお子さんが1号認定に移行することも可能です。

移行後の定員 定員66名

1号認定 6名(年少もも組2名、年中きく組2名、年長ゆり組2名)
2号認定 34名
3号認定 26名

※その年のこどもの入園状況で上記内訳は若干変動します。



○入園金

1号認定についての入園金はありません。

○保育料

1号認定も幼児教育・保育の無償化の対象となります。

○負担していただくその他費用(実費徴収)

従来と変わらず、給食費、園生活に必要な体操着とスモック、卒園文集代のみご負担となります。価

格も変わりません。

※特定教育・保育の質の向上を図るために必要な費用「特定負担額(上乗せ徴収)」
建て 替え費用、修繕のための費用、積立、冷暖房費、教材費、教員等人件費、給食
に係る人件費、光熱水費、行事費、これらを徴収の予定はありません。(特定負担
額)



○選考方法

1号認定は保護者が直接園に申し込みをします。また園が入園希望者を選考することができます。

選考基準は園独自で設定することが可能です。

当園では優先枠の選考基準として以下4点を定めております。

○在園児が1号認定へ移行する場合

○在園児のきょうだい

○卒園児のきょうだい

○近隣地区に在住

他選考基準として、以下の3点も定めております。

○当園の教育・保育に賛同していただき、ご協力いただける

○当園を第一希望としている

○園長が優先すべきと判断した事情がある

以上の7点を総合的に判断した上で入所の可否を決定させていただきます。

また、定員を超える入所希望があり、選考し難い場合は、入所書類を提出いただいた順番を選考基準に加え、提出同日の場合は抽選をしていただく場合があります。



○開所時間

1号認定の開所時間は保育所と変わらず7時30分から19時30分となります。

○教育標準時間

1号認定のお子様をお預かりする場合、保育所では短時間、標準時間と呼ばれていたものが、**教育標準時間**となります。

当園ではこの**教育標準時間を保育短時間と同じ8時30分から16時30分**とする予定です。

○預り保育(※1号認定の預り保育＝2号、3号認定の延長保育)

1号認定で教育標準時間外にご利用される場合は預かり保育となり、2号認定、3号認定の短時間利用と同じ延長保育料を費用としてご負担いただきます。

※現在の延長保育料金は保育標準時間の場合、月額契約料金30分2,000円(単発30分500円)、保育短時間の場合30分500円ですが、認定こども園移行に合わせ、令和8年度から価格の見直しを行い値下げ改定の予定です。



○1号認定 預り保育の無償化について

1号認定利用の方が保育の必要性の認定(新2号、新3号)を受けた場合、預り保育の利用料が無料となります。無料となる金額の上限は国からの補助として月額11,300円、長野市独自として10,000円程度、合計21,300円程度が月額で最大無料となります。

また、無償の範囲として、1日の限度額があり、国からの補助450円、長野市からの補助450円程度、合わせて900円程度が1日の限度額となります。

新2号、新3号認定は月の途中から認定を受けることや、月の途中で認定を取り下げることが可能です。



幼児教育・保育の無償化③

施設等利用給付認定

令和元年度から



❖ 幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用に加えて、幼稚園等の預かり保育の無償化を受ける場合や、認可外保育施設等を利用する方が、無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受けることが必要です。

❖ この認定を「施設等利用給付認定」といいます。

◆ 認定区分は以下の3種類があり、区分により支給(無償)に係る施設・事業が異なります。

認定区分	新1号認定	新2号認定	新3号認定
対象となるお子さん	満3歳以上で、新2号・新3号以外の子ども	保護者の就労等により保育を必要とする3歳から5歳児	保護者の就労等により保育を必要とする住民税非課税世帯※1の0歳から2歳児
無償対象となる施設・事業	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園、特別支援学校等	○認定こども園、幼稚園、特別支援学校等(満3歳入園児は新3号、年少児から新2号)・・・預かり保育 ○認可外保育施設※2、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)・・・利用料	
無償となる月額上限額	2.57万円(特別支援学校の幼稚部は400円)	○預かり保育：1.13万円(満3歳児は1.63万円) ○認可外保育施設等：3.7万円(満3歳児は4.2万円)	

※1 住民税非課税世帯には、市町村の条例により市町村民税を免除された者、生活保護法上の被保護者及び児童福祉法上の里親である保護者を含みます。

※2 令和6年10月から、指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、無償化の対象外となります。



5 預かり保育の無償化について

幼稚園・認定こども園（教育利用）については、保育の必要性の認定（新2・3号認定）を受けた場合、預かり保育の利用料についても、利用日数に応じて無償化の対象になります（新2号認定なら月額最高 11,300 円まで、新3号認定なら月額最高 16,300 円までの上限あり）。

（1）対象者

- 保護者の就労等により保育を必要とする3歳児～5歳児（新2号認定を受けたお子さん）
- 保護者の就労等により保育を必要とする市町村民税非課税世帯の満3歳児（新3号認定を受けたお子さん）

① 保育を必要とする理由と認定有効期間

保育の必要性の認定（新2・3号認定）を受ける場合は、保護者（両親）のいずれもが、下の表にあるいずれかの「保育を必要とする理由」に該当することが必要です（祖父母など親族によって保育が可能かは考慮しません）。

「下の子の育児に手がかかるため」「同年代の友達とちょっと遊ぶ時間を作りたい」「集団生活をより長く体験させるため」等の理由では、認定を受けることはできません。

◆ 保育を必要とする理由

	保育を必要とする理由	内容（適用条件）	認定有効期間
1	就労	児童の保護者が1か月あたり64時間以上の就労を常態としていること	新2号認定→小学校就学の始期に達するまで 新3号認定→満3歳に達した年度の末日まで
2	妊娠、出産	児童の保護者が妊娠中であるか、または出産後間もないこと	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
3	保護者の疾病、障害	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があること	1（就労）に同じ
4	同居または長期入院等している親族の介護・看護	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う介護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居または長期入院・入所している親族の介護・看護にあっていること	1（就労）に同じ
5	災害復旧	火災、風水害、地震などによる復旧の間	災害復旧が完了すると見込まれる日まで
6	求職活動（起業準備を含む）	児童の保護者が求職活動を継続して行っていること	認定の効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	児童の保護者が1か月あたり64時間以上就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）をしていること	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
8	虐待やDVのおそれがあること		1（就労）に同じ
9	その他市長が認める理由	（上記1～8に類するものと認められる状態にある場合ととして、）別居をしている介護・看護が必要な祖父母がおり、児童の保護者がいつもその祖父母の介護・看護にあっていること	1（就労）に同じ

（2）無償化となる範囲

月額上限 450 円 × 利用日数（利用日数に応じて月額上限額は変動します。）

◆ 支給限度額

- 新2号認定を受けたお子さん…預かり保育利用料のうち月額最高 11,300 円まで
- 新3号認定を受けたお子さん…預かり保育利用料のうち月額最高 16,300 円まで

（例）1時間あたり 100 円 の利用料を設定している施設の預かり保育を利用した場合

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
利用料	単価	a	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	
	利用時間	b	6時間	30時間	45時間	75時間	90時間	90時間	80時間	48時間	68時間	15時間	44時間	60時間
	利用日数	c	3日	10日	15日	15日	15日	20日	20日	12日	18日	5日	11日	10日
	単価×利用時間	a×b	600円	3,000円	4,500円	7,500円	8,000円	8,000円	6,000円	4,800円	6,900円	1,500円	4,400円	6,000円
上限額 (450円×利用日数)		450×c	1,350円	4,500円	6,750円	6,750円	6,750円	9,000円	9,000円	5,400円	8,100円	2,250円	4,950円	4,500円
保護者実質負担額		a×b-450×c	0円	0円	0円	750円	2,250円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	1,500円

※『月額上限額（450 円×利用日数）』（新2号認定の場合は 11,300 円が上限）と『保護者実質負担額』を比較して少ないほうの金額が無償化の対象となります。利用料が月額上限額を超えた場合は、その差額を施設にお支払いいただきます。

（3）給付認定申請について

◆ 申請方法

- 申請先 利用を希望する施設
- 提出書類

施設利用申し込みと同時に申請する場合 （『給付認定申請書』に添付して提出してください。）		・ 保育を必要とする理由を証明する書類
施設利用開始後 （年度途中）に 追加申請する場合	新制度に移行している施設を利用している場合	・ 給付認定申請書（保育認定追加申請用） ・ 保育を必要とする理由を証明する書類
	新制度に移行していない施設を利用している場合	・ 給付認定変更申請書 ・ 保育を必要とする理由を証明する書類

◆ 申請にあたっての注意事項

① 提出書類について

- 申請の際は、15 ページの「提出書類チェックリスト」で確認のうえ、必要な書類を不備なく揃えてください。未提出書類があったり、書類に不備があったりした場合、認定が遅れ、希望する期間の利用料補助（無償化）を受けることができなくなる可能性があります。（当初の申請日にさかのぼって認定するものではありません。）
- 同居の祖父母等の保育を必要とする理由を証明する書類の提出は必要ありません。
- きょうだい同時に申請する場合は、保育を必要とする理由を証明する書類については、1 人の申請書に原本を添付し、他のきょうだいの申請書にはコピーを添付してください。

申請後、保育を必要とする理由に変更があった場合は、必ず施設が保育・幼稚園課までご連絡のうえ、必要書類を提出してください。
預かり保育利用後に虚偽が判明した場合は、認定が取り消しになる可能性があります。



▼ 保育を必要とするごとの必要書類

保育を必要とする理由	必要書類
就労	・ 就労証明書 [所定様式] （商業の場合は出向伝票を添付）
妊娠、出産	・ 母子手帳の写し（表紙・出産予定日が記載されている箇所）
保護者の疾病、障害	次のいずれかの書類 ・ 診断書 [所定様式] ・ 障害者手帳（身体4級以上）等の写し
同居または長期入院等している親族の介護・看護	タイムスケジュール表 [所定様式] と次のいずれかの書類 ・ 診断書 [所定様式] ・ 障害者手帳（身体2級以上）等の写し ・ 介護保険の要介護3以上の認定結果の写し
災害復旧	・ 被災証明書
求職活動（起業準備を含む）	・ 求職に関する申請書 [所定様式]
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	時間割（カリキュラム）表と次のいずれかの写し ・ 在学証明書または学生証 ・ 公共職業安定所発行の指示書等
その他市長が認める理由	介護・看護に同じ

※ 所定様式は、利用（予定）施設から受け取るか、市ホームページからダウンロードすることができます



○学期

1号認定については幼稚園利用という扱いになるため、学期を定めることができますが、当園では従来と同様、3期制を予定しています。具体的には1期・4月1日から7月31日、2期・8月1日から12月31日、3期・1月1日から3月31日となります。

○休日

1号認定の方は幼稚園、小学校と同様に土曜日、日曜日、祝日が休日となります。

1号認定については夏休み、冬休み、春休み等を設けることが可能ですが、それらの休みは設けず、保育所の自由登園に準じていただく予定です。自由登園期間に自主的にお休みいただくことは問題ありません。

1号認定のお子様は基本的に土曜日を休日とさせていただきますが、保育が必要な場合は預けることが可能です。(10ページの新2号認定を受けることとなります)
また土曜日に行う行事がありますので、その場合は登園をお願いいたします。



○給食費について

1号認定利用の場合の給食費も2号認定利用と同じ6,600円となります。
1号認定は土曜日が休日の為、土曜日分を減額している園もありますが、
当園の給食費は330円×20日で元々土曜日分をいただいております。

今年度から、新設として、自由登園期間についての給食費を日割りで減額いたします。

他、春季・秋季遠足、スケート教室、ミールケアレストラン招待日等お弁当の持参をお願いする日や給食を提供しない日も給食費を減額いたします。
また、療育として保育園と通所施設の両方を利用される場合も日割りで給食費を減額します。

いずれも、2号認定のこどものみ対象となります。

(認定こども園移行後は1号認定と2号認定のこどものみ対象となります。)



○保育内容について

認定こども園に移行することで保育園利用のこどもと幼稚園利用のこどもが混在することになりますが、あくまで行政の区分というだけであり、別室で過ごす等ということではなく全園児一緒に過ごします。

また、保育所だからといって養護のみ行っているのではなく、現在既に幼児教育を行っております。(保育所においては養護と幼児教育を同時に行うことを保育と称しています)

従いまして、認定こども園移行に合わせて特別何か幼児教育的な事を新設する等ということではなく現在の「保育所保育指針」を基とした、遊びを通しての学びを中心に保育を行っていきます。

現在も日々保育について職員一同検討しておりますが、こどもがこどもらしくある為の保育を目指し、異年齢保育をはじめとした人的また、物的な環境構成をより良いものにできるよう日々励んでまいります。



○当日の質問事項及び解答

質問①

Q:給食費を自由登園期間等に減額するということですが、給食の質やボリュームが減らないか心配です。

A:給食の提供がない日の減額をしますので質やボリュームについて影響はないと思われていますが、ミールケアと相談し質やボリュームに影響が出ないよう十分検討をしていきたいと考えております。

質問②

Q:定員増加により職員の手が足りなくなるということはあるですか？(職員数は増えまか？)

A:認定こども園に移行した場合、現状の2・3号認定対応の主任保育士に加え1号認定対応の主任保育士(正式名称は主幹保育教諭)が必要となり主任が2名となります。従いまして必然的に職員数を増員をしなければならない状況となり、職員の手が足りなくなるということはないと考えられます。

質問③

Q:選考方法や補助金等、今回の説明会では確定していない事がありますが、今後今回の様な説明会を実施する予定はありますか？

A:今後の予定として定員確定が8月、1号認定募集開始が10月となります。次回の説明会を実施する場合8月または9月が想定されますが、保護者の皆様に集まっていただく負担等も考え、今後大きな変更がなければ配信やお便りでお知らせしていきたいと考えております。

質問④

Q:令和8年度から認定こども園に移行するので、今後の説明会があった場合、ゆり組の保護者は参加した方が良いでしょうか？(年長クラスは卒園してしまうので直接的に関係がない為)

A:各家庭のご判断にお任せします。興味のある方は出席していただいて問題ありません。